

重要事項説明書（居宅介護・重度訪問介護）

1. 事業所の概要

事業所名	きらら訪問介護事業所 竿燈通り
所在地	〒010-0921 秋田県秋田市大町一丁目5-9 朝日プラザ秋田中央 102号室
管理者名	三村 佳菜江
連絡先	TEL 018-895-7276 ・ FAX 018-853-5358

2. 事業所の職員体制等

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	実務研修修了 社会福祉主事任用	1名（兼務）		管理業務全般
サービス提供責任者	介護福祉士	4名（兼務）	2名（兼務）	サービス内容の管理
訪問介護員	介護福祉士	3名	12名	訪問介護業務
	2級ヘルパー及び介護職員初任者研修及び実務者研修	5名	14名	

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前7時30分から午後8時30分

但し、上記以外の日時も相談に応じる。

4. サービス内容

〔身体介護〕

- 1_1) 排泄介助
- 1_2) 食事介助
- 1_3) 入浴介助（清拭、部分浴を含む）
- 1_4) 整容介助
- 1_5) 体位変換
- 1_6) 移乗・移動介助
- 1_7) 外出介助（通院介助）
- 1_8) 起床及び就寝介助

〔家事援助〕

- 2_1) 調理
- 2_2) 掃除・整理整頓
- 2_3) 洗濯
- 2_4) ベッドメイク
- 2_5) 衣類の整理・被服の補修
- 2_6) 買い物・薬の受取り
- 2_7) コミュニケーション介助
（郵便物・回覧板等の代読）
- 2_8) その他（関係機関への連絡など）

5. 利用料金

（1）基本料金〔居宅介護〕

利用料及び利用者負担金

サービス種別	訪問時間（時間／回）	利用料金（円／回）	利用者負担金（円／回）
家事援助	30分未満	1,050	105
	30分以上45分未満	1,520	152
	45分以上1時間未満	1,960	196
	1時間以上1時間15分未満	2,380	238
	1時間15分以上1時間30分未満	2,740	274
	1時間30分以上	(3,090円に15分を増すごとに+35円)	
身体介護	30分未満	2,550	255
	30分以上1時間未満	4,020	402
	1時間以上1時間30分未満	5,840	584
	1時間30分以上2時間未満	6,660	666
	2時間以上2時間30分未満	7,500	750
	2時間30分以上3時間未満	8,330	833
	3時間以上	(9,160円に30分を増すごとに+83円)	

※早朝（6：00～8：00）と夜間（18：00～22：00）は25%割増 ・ 深夜（22：00～6：00）は50%割増
基本料金〔重度訪問介護〕

利用料及び利用者負担金

利用時間	利用者負担金（円）
1.0 未満	185
1.0 ～ 1.5 未満	275
1.5 ～ 2.0 未満	367
2.0 ～ 2.5 未満	458
2.5 ～ 3.0 未満	550
3.0 ～ 3.5 未満	640
3.5 ～ 4.0 未満	732
4.0 ～ 8.0 未満	817 円に 30 分を増すごとに+85 円
8.0 ～ 12.0 未満	1,497 円に 30 分を増すごとに+85 円
12.0 ～ 16.0 未満	2,172 円に 30 分を増すごとに+80 円
16.0 ～ 20.0 未満	2,818 円に 30 分を増すごとに+86 円
20.0 ～ 24.0 未満	3,500 円に 30 分を増すごとに+80 円

※障害者総合支援法令及び政令により、原則、ご利用者の世帯における所得に応じて、負担上限月額が設定されます。負担上限月額に至るまでは、サービス利用に係る費用の 1 割または 2 割がご利用者の負担金となります。

(2) 介護給付費

特定指定相談支援事業所によるサービス等利用計画書が作成され、市町村に提出になります。提出後、支給決定された負担上限月額及びサービス利用料に関し、サービス実施後、事業者が市町村へ介護給付費等、請求します。また、市町村から介護給付費等の支払いを受けたときは、本来の受領者であるご利用者に対し、代理受領した金額等を書面により通知します。

(3) キャンセル料

ご利用直前にお客様のご都合でサービス利用を中止する場合は、下記のキャンセル料が必要となります。

①サービス提供の 2 時間前までに、ご連絡をいただいた場合	無料
②サービス提供時間に、ご連絡をいただいた場合	利用料の 10%
③連絡をいただけずに、訪問介護員がご自宅に訪問した場合	利用料の 100%

(4) サービスの中止

利用途中にサービスを中止する場合は、中止までの時間を基に利用料を計算します。

※以下の場合には、利用途中でサービスを中止する場合があります。

- ・ご利用者がサービスの中止を希望し、ご家族のご了解があった場合
- ・体調不良により、医療の処置が必要（医師の指示により利用不可となった場合）となった場合

(5) 支払方法

毎回のサービス終了後にご利用確認書を作成して認印をいただきます。毎月月末締めにて請求書を発行いたしますので、現金支払または金融機関振込の方法を選択していただきます。但し、金融機関振込を希望される場合は請求書発効日から 2 週間以内となります。

尚、ご入金を確認された時点で領収書を発行いたします。

(6) その他費用および通常実施地域

通常サービス実施地域：秋田市全域

通常サービス実施地域以外の場合、交通費として 1 kmあたり 50 円を頂きます。

6. サービスの利用方法

(1) ご利用申込み

障害程度区分の決定がなされている方で、当事業所のサービスを希望される方は、電話等で連絡ください。当事業所のサービス提供に係る重要事項について説明いたします。また、利用にあたり、指定特定相談支援事業所と連携をとり、サービス実施までの手続き等、支援いたします。

(2) サービス提供開始

ご利用者は、契約後、サービス担当者会議を経て、支給決定後のサービス等利用計画が確定し、その後、サービスのご利用となります。

サービス提供開始予定日は、令和 年 月 日からとします。

(3) ご契約の終了

①ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスをご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも契約を解除することが出来ます。

②自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ご利用者が施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・ご利用者が介護保険被保険者となった場合

③その他終了

ご利用者（ご家族）が、サービス利用料金の支払を 1 ヶ月以上遅延し、料金の支払のお願い通知をしたにも関わらず、その通知後 10 日以内に支払が無い場合または支払の意思表示が無い場合や、ご利用者およびそのご家族等に契約の継続が難しい程の背信行為があった場合、または、事業所の止むを得ない事情（事業所の閉鎖および縮小等）により入所受入が不可能となった場合（この場合は契約開始の 30 日前までに文書で通知します）は、契約は終了となり、予約も無効となります。

7. 事業所のサービスの特徴

(1) 運営の方針

「福祉コミュニティの創造」と「生き甲斐の創造」との基本理念に基づいて、暖かい心で満たされ、ご利用者の生き甲斐を尊重し、自尊心を損なうことなく、明るく健全な生活が営まれるように、良質な介護サービス（心のこもったサービス）を提供いたします。

8. 緊急時の対応

サービス提供中に、ご利用者の身体状況の変化等緊急事態が発生した場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族および担当計画作成者、ご利用者があらかじめ指定する連絡先に速やかに連絡をいたします。

9. 非常災害対策・事故発生時の対応

非常災害（火災、地震等・その他）が発生した場合は、ご利用者の安全な避難等、適切な措置を講じます。尚、防災設備・防災責任者・総合避難訓練等は法令に従い、設置および実施いたします。

事業所がご利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族および市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業所がご利用者に対し行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

10. 秘密保持・個人情報保護

事業所および従事者は正当な理由無く、その業務上で知り得たご利用者およびそのご家族の秘密（個人情報）は、決して外部に漏らすことはいたしません。（法令を遵守します）また、この秘密保持を行う義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

また、サービスを円滑に提供するため、サービス担当者会議等において関係機関等と情報を共有する目的で個人に関する情報が必要となる場合があります。事業所は、あらかじめご利用者から文書で同意を得ない限り、ご利用者およびご家族の個人情報を他の機関等へ提供しません。

11. 相談・苦情対応窓口・苦情解決の体制及び手順

【事業所の窓口】 相談・苦情受付窓口 管理者：三村佳菜江	〒010-0921 秋田市大町一丁目5-9 朝日プラザ秋田中央 102号室 TEL:018-895-7276 FAX:018-853-5358
【事業所の総合窓口】 相談・苦情解決窓口 施設長：高澤 壽	〒010-0921 秋田市大町二丁目5-1 TEL:018-895-7272 FAX:018-895-7273
【公的機関の窓口】 秋田市障がい福祉課	〒010-0951 秋田市山王 1-1-1 TEL:018-888-5663 FAX:018-888-5664

苦情や相談があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、ご利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。また、相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じ、関係者へ連絡調整を行うとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

12. 虐待防止

【事業所の窓口】 相談・虐待受付窓口 管理者：三村 佳菜江	〒010-0921 秋田市大町一丁目5-9 朝日プラザ秋田中央 102号室 TEL:018-895-7276 FAX:018-853-5358
【事業所の総合窓口】 相談・虐待対応窓口 福祉相談員：茂木一仁	〒010-0921 秋田市大町二丁目5-1 TEL:018-895-7272 FAX:018-895-7273
【公的機関の窓口】 秋田市障がい福祉課	〒010-0951 秋田市山王 1-1-1 TEL:018-888-5663 FAX:018-888-5664

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、成年後見制度の利用支援や前項に定める苦情解決体制の整備および虐待防止に対する対応等、必要な措置を講じます。

また、虐待に関する相談等があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため訪問を実施し、厚生労働省令に則り、チェックリストを実施し、必要に応じて公的機関と連携を取り、虐待の防止及び善処に努めます。虐待が日常的に行われていることが確認できた場合、法令に則り速やかに市町村へ通報します。

13. その他事項

その他の事項について必要な場合は、各法令に沿い、別紙に定めるところとします。(別紙を追加します)

14. 当社の概要

法人の名称	株式会社きららホールディングス
代表者の職・氏名	代表取締役 鈴木 嘉彦
本社の所在地・電話番号	秋田県秋田市大町二丁目5-1 TEL 018-895-7272 FAX 018-895-7273
定款の事業目的に定める事業	<ol style="list-style-type: none"> 1、不動産の売買、賃貸、仲介及び土地造成業 2、解体業及び産業廃棄物処理業 3、土石類の採取、加工及び販売 4、漁業、農業、林業、酪農全般及びこれに関する加工品の生産、販売 5、要介護者、病人及び身体障害者に対する入浴・食事・その他の日常生活における介護サービスに関する業務 6、心身の障害及び高齢により日常生活を営むことに支障がある人に対する日常生活の介護、介助、健康管理を含む生活支援サービス業務 7、各資格取得、育成のための研修及び養成に関する事業、社外における講義・講演・研修・講座等の企画、運営、実施並びに看護スタッフ・介護スタッフの教育業務 8、介護保険法に基づく居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援・第1号訪問事業・第1号通所事業・第1号生活支援事業・第1号介護予防支援事業および介護保険外事業における一切の業務 9、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム事業

	<p>10、教育基本法及び児童福祉法に基づく認定こども園、保育所・学童保育運営事業・保育サービス</p> <p>11、医療福祉用電動ベッド、車いす並びに肌着、ねまき、おむつ等の介護用品の販売、賃貸</p> <p>12、介護用品及び介護機器の販売</p> <p>13、OA 機器及び周辺機器及びコンピュータソフトウェア・システムの企画・開発・製造・賃貸・販売・保守事業</p> <p>14、情報通信機器及び周辺機器の販売・賃貸、保守事業</p> <p>15、インターネットのショッピングモール、オークションサイトの運営及び各種情報提供事業</p> <p>16、マッサージ施術所並びに訪問マッサージ事業</p> <p>17、職業紹介事業</p> <p>18、労働者派遣事業</p> <p>19、建築工事、土木工事、電気工事、その他建設工事全般に関する企画、設計、監理、販売、施工、請負、保守事業</p> <p>20、運輸、運送業</p> <p>21、興業企画、運営</p> <p>22、輸出入業</p> <p>23、出版・広告業及び広告代理業</p> <p>24、県産品の加工、販売業</p> <p>25、飲食業及び食品宅配事業</p> <p>26、旅行業</p> <p>27、動物取扱業</p> <p>28、美術品購入、販売・賃貸業</p> <p>29、復興支援事業</p> <p>30、関係法令に定める資格取得、更新のための講義、講座、通信教育等の実施及び教材・図書販売に関する事業</p> <p>31、古物商</p> <p>32、理美容業</p> <p>33、小売業及び移動販売業</p> <p>34、損害保険の代理業</p> <p>35、生命保険募集に関する業務</p> <p>36、前各号に付帯する一切の事業</p>
事業所	<p>ケアセンターきらら (通所介護事業所・短期入所生活介護事業所)</p> <p>きららアーバンパレス (特定適合高専貸事業所・短期入所生活介護事業所・訪問介護事業所・福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所、通所介護事業所・保育園事業所)</p> <p>秋田市川元開和町 (居宅介護支援事業所)</p>